

婚姻届の書き方について

婚姻届

令和〇〇年〇〇月〇〇日届出

福島市長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日					
送付 令和 年 月 日 第 号	福島市長 印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知

《お問い合わせ》福島市役所市民課 ☎ (代) 024-535-1111 又は各支所

証 人	
署 名 (※押印は任意)	安部 正義
生 年 月 日	昭和 34年 5月 5日
住 所	福島市大町 1 番 1 0 号
本 籍	福島市大町 1 0 5 番地 番
	木村 夏子
	昭和 39年 8月 8日
	福島市泉字大仏 4 番地の 3
	福島市上町 番地 9 番

成年者二名の署名をしてください(父母も可)。

(1)	(よみかた)	夫 になる 人		妻 になる 人	
	氏 名	よ し だ じ ろ う 氏 名 吉 田 二 郎		ま つ か わ た か こ 氏 名 松 川 孝 子	
(2)	生 年 月 日	平成 3年 11月 22日		平成 4年 7月 7日	
	住 所	福島市五老内町 3 番 1 号 五老内コーポ 1 0 2 号		福島市笹谷字中町 5 番地 笹谷アパート 2 号	
(3)	世帯主の氏名	吉田 二郎		世帯主の氏名 松川 孝太郎	
	本 籍	福島市杉妻町 番地 2 番		福島市置賜町 7 番地 5 番	
	筆頭者の氏名	吉田 稔		筆頭者の氏名 松川 孝太郎	
	父母及び養父母の氏名	父 吉田 稔	続き柄 長男	父 松川 孝太郎	続き柄 二女
	父母との続き柄	母 貴子		母 ミヨ	
	右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください	養父	続き柄 養子	養父	続き柄 養女
(4)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	新本籍 (左の☑の氏の人が入籍の筆頭者となっているときは書かないでください)			
	同居を始めたとき	☑ 夫の氏	福島市小金山 2 番地 9 番		
(5)	同居を始めたとき	平成 26年 4月	〔結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください。〕		
(6)	初婚・再婚の別	☑ 初婚	再婚	☑ 初婚	再婚
(7)	同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫	妻	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯	
		夫	妻	2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯	
(8)	夫妻の職業	夫	妻	3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)	
		夫	妻	4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)	
		夫	妻	5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯	
		夫	妻	6. 仕事をしている者のいない世帯	
	その他	(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)			
	届出人署名(※押印は任意)	夫 吉田 二郎		妻 松川 孝子	
	事件簿番号	住所を定めた年月日 夫 昭・平・令 . . . 妻 昭・平・令 . . .			

本届書中
字削除 字訂正 字加入
印
印

* 婚姻と同時に引越をした場合は、別に住所異動の届出が必要です。(市外からの異動の時は転出証明書をお持ちください)婚姻届出と同時に転入届(市外からの引越し)や転居届(市内での引越し)を出す時は、住所欄は新しい住所と世帯主氏名を書いてください。

* 縣市郡町村名と字名及び地番を正しく書いてください。筆頭者とは戸籍の最初に書いてある方のことです。

* 実父母の氏名を書いてください。死亡、離婚の場合も書いてください。夫妻のどちらかに養父母がいる場合は、養父母欄にも氏名を書いてください。

* 初婚の場合、双方の両親の戸籍から出て新戸籍をつくるようになります。なお、新本籍は土地の地番があれば定めることができます。

◎ 必要なもの
※この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。戸籍謄本の添付がない場合は、届出時の審査及び戸籍への記載に時間を必要とする場合があります。

◆ 未成年者の方が婚姻届出をする場合について
その他の欄に右のように書いてもらってください。

この婚姻に同意します。			
住所	夫(妻)の父	氏名	印
	夫(妻)の母	氏名	印

※ 土・日・祝祭日や平日業務時間外に届出をする場合
市役所本庁宿直室にてお預かりいたします。その際、同時に住所異動の届出はできませんのでご注意ください。また、不備がないように、市民課窓口または支所での事前審査をお勧めします。その際は戸籍謄本も持参してください。

※ 窓口へ届書を持参した方の本人確認をしていますので、官公署発行の顔写真付きの身分証明書をお持ちください。(個人番号カード、運転免許証、パスポート等)本人確認ができなかった届出人(夫・妻)に対しては、届出があったことを郵送でお知らせします。

届書謄本作成